

判例研究

〔商法 六一三〕 団体信用生命保険の告知義務違反による解除の有効性

東京地方裁判所平成二九年三月二九日判決
平成二七年（ワ）第二七四六九号、債務不存在確認等請求事件
LLI/DB 判例秘書 L07231165・LEX/DB 文献番号 23554152
2017WLJPCA03298021

〔判示事項〕

一 団体信用生命保険契約の被保険者に脳梗塞の発症・治療に関する不告知につき故意または重過失があるとして告知義務違反が認められた事例

二 保険者が、団体信用生命保険契約の締結時に被保険者に告知義務違反に該当する事実があったことを知らなかったことにつき過失がないとされた事例

三 団体信用生命保険契約の被保険者が告知書を記入する際における与信者の職員の対応は不告知教唆に該当せず、

告知義務違反による解除権阻却事由の規定の適用ないし類推適用が否定された事例

〔参考条文〕

保険法三七条・五五条・五九条

〔事実〕

本件は、X（原告）が、夫である亡AがY法人（被告）から団体信用生命保険契約付で借り入れた金銭消費貸借契約に基づく残債務について、亡Aの死亡により発生した保険金請求権をもってすべて消滅したか、あるいは、上記団

体信用生命保険の申込みに当たって Y 法人に説明義務違反があったとして、X の Y 法人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を自働債権とする対当額での相殺を主張し、主位的には上記金銭消費貸借契約に基づく残債務の不存在の確認を求め、予備的には Y 法人は上記団体信用生命保険に基づき保険金の支払を受けられ、X は上記金銭消費貸借契約に基づく残債務の支払を拒絶できることを前提として、支払拒絶権の抗弁の付着しない残債務の不存在の確認を求める事案である。

以下は、当事者間に争いが無いが、裁判所により認定された事実である。

(一) 亡 A の傷病歴

亡 A は歯科医師であり、川崎市内で E 歯科医院（以下「本件歯科医院」という。）を経営していた。

平成二二年八月二十九日に、亡 A は脳梗塞を発症し左片麻痺が出現した。病院で急性期治療後、リハビリ治療を受け、平成二三年二月から、クリニックにおいて経過観察を行なっており、改善は認められたものの、歩行時に傾きがあり後遺症が残存していた。

平成二三年一月二〇日、週刊誌に亡 A の顔写真付きで、亡 A がリハビリ治療により、歯科医院を再開するまでに回

復した旨の記事が掲載された。

(二) 本件各消費貸借契約の締結の経緯

平成二四年八月下旬、亡 A は、Y 法人の商品であるドクターズライン（医師専門のカードローン、原則無担保、最高三〇〇万円まで借り入れることができる商品）の利用を考えて、Y 法人の支店に問い合わせた。Y 法人の営業担当者である D は、亡 A から、借入れや返済状況等について聴取する中で、借入金額が総額約七〇〇万円程度、月々の返済額が一五万円程度となっており、かなりの負担となっていると聞いた。D は、融資額の上限が三〇〇〇万円であるドクターズラインでは状況を改善することとは困難であると考え、亡 A に対し、当時の借入金残額の合計額を融資して、返済期間を長期に設定することで、月々の返済額を軽減するという方法を提案した。亡 A もかかる提案を受け入れ、融資実行に向けて手続を進めることになった。なお、D は、X が亡 A よりも七歳若く、融資期間を長くすることができることから、当初、X を借主とする融資についても提案したが、X の収入面を考慮し、上記提案を撤回した。

平成二四年九月二八日、Y 法人は、亡 A に対し、消費貸借契約一と消費貸借契約二（以下、併せて「本件各消費貸

借契約」という。)により合計七三二〇万円を貸し付けた。

同日、Xは、Y法人との間で本件各消費貸借契約に基づく債務を連帯保証する旨を書面により合意した。それと同時に、亡AとY法人は、本件各消費貸借契約に係る債務を担保するため、亡Aが所有する不動産(以下「本件不動産」という。)について、抵当権を設定する旨の合意をし、かかる合意に基づき、それぞれ抵当権設定登記をした。

(三) 本件各保険契約の締結の経緯

平成二四年九月一三日、本件各消費貸借契約に先立ち、Dは、本件歯科医院を訪問し、亡Aに二通の告知書の綴り等の書類を交付し、告知書の記載事項について「特に何もなければ、『いいえ』に丸を付けてください」と言った。

それらの書類を受けた亡Aは同日、B生命保険会社およびB損害保険会社(以下、両会社を総称する場合は、「B保険会社」という。)に対し、被保険者を亡A、保険契約者兼保険金受取人をY法人として、団体信用生命保険契約(以下「本件保険契約一」という。)申込書兼告知書(以下「本件告知書一」という。)兼同意書に、以下のアないしウのとおり記載して提出し、本件保険契約一への加入を申し込んだ。

ア. 告知日より過去三か月以内に、医師の診察・検査・

治療・投薬・指示(要経過観察を含む)・指導(健康診断の結果、産業医等による療養の指示・各種指導などを含む)を受けたことがあるかとの問いについて、「いいえ」に丸印をつけた。

イ. 告知日より過去三年以内に、脳梗塞などの病気やその疑いで、手術を受けたこと、または二週間以上にわたって、医師の診察・検査・治療・投薬・指示(要経過観察を含む)・指導(産業医等による療養の指示・各種指導などを含む)を受けたことがあるかとの問いについて、「いいえ」に丸印をつけた。

ウ. 手・足の欠損または機能に障害があるかとの問いについて、「いいえ」に丸印をつけた。

そして、事務幹事会社(以下「C保険会社」といい、B保険会社と併せて「本件各保険会社」という。)に対し、被保険者を亡A、保険契約者を一般社団法人全国地方銀行協会、保険金受取人をY法人として、地銀協団体信用生命保険契約(以下「本件保険契約二」といい、本件保険契約一と併せて「本件各保険契約」という。)兼告知書(以下「本件告知書二」といい、本件告知書一と併せて「本件各告知書」という。)に、以下のアないしウのとおり記載して提出し、本件保険契約二への加入を申し込んだ。

ア. 過去三か月以内に、医師の治療（指示・指導を含む）、投薬を受けたことがあるかとの問いについて、「なし」に丸印をつけた。

イ. 過去三年以内に、脳梗塞などの病気で、手術を受けたことまたは二週間以上にわたり医師の治療（指示・指導を含む）・投薬を受けたことがあるかとの問いについて、「なし」に丸印をつけた。

ウ. 手・足の欠損または機能に障害があるかとの問いについて、「なし」に丸印をつけた。

本件各保険会社は、亡AとY法人との間で本件各消費貸借契約が成立した同月二八日ころ、上記加入申込を承諾し、本件各保険契約が成立した。

（四）亡Aの死亡と相続

平成二六年二月一八日、亡Aは、心筋梗塞により死亡。Xは、亡Aの唯一の相続人であり、亡Aの死亡により、亡Aの権利義務すべてを承継取得した。

（五）本件各保険契約の解除

平成二六年七月、B保険会社とC保険会社は、被保険者である亡Aに告知義務違反があったとして、本件各保険契約の約款の規定に基づき、本件保険契約一と本件保険契約二をそれぞれ解除した（以下、「本件各解除」という。）。

（六）本件各保険契約の約款の規定

本件各保険契約の約款には、告知義務違反による解除について、要旨以下の条項が定められている。

ア. 保険契約者、被保険者が、故意または重大な過失によって、告知義務の規定（保険契約者または被保険者は、保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が所定の書面で告知を求めた事項について、当会社に書面で告知することを要する。）により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、その告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者についての部分を将来に向かって解除することができるものとする（本件保険契約一の普通保険約款二六条一項・二項、本件保険契約二の普通保険約款二五条一項・二項）。

イ. 当会社は、保険金の支払事由が生じた後においても、上記規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者についての部分を解除することができる。この場合には保険金を支払わない。また、当会社は、すでに保険金を支払っていたときには、その返還を請求できる（本件保険契約一の普通保険約款二六条三項、本件保険契約

二の普通保険約款二五条三項)。

ウ・前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人(本件保険契約二においては、保険契約者、被保険者または保険金受取人)が、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当会社は、保険金を支払う(本件保険契約一の普通保険約款二六条四項、本件保険契約二の普通保険約款二五条四項)。

エ・次の(ア)ないし(ウ)の場合には、当会社は、上記アの解除をすることはできない(本件保険契約一の普通保険約款二六条五項、本件保険契約二の普通保険約款二五条五項)。

(ア) この保険契約の締結またはその被保険者の追加加入の際に、当会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

(イ) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が告知をすることを妨げるとき

(ウ) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げるときを勧めたとき

オ・前項(イ)および(ウ)の規定は、当該(イ)および

び(ウ)に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはその被保険者が告知義務の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しない(本件保険契約一の普通保険約款二六条六項、本件保険契約二の普通保険約款二五条六項)。

カ・上記の解除権は、次の(ア)及び(イ)の場合には消滅する(本件保険契約二の普通保険約款二五条七項)。

(ア) 当会社が解除の原因を知った時から一か月以内に解除しなかったとき

(イ) 保険契約が契約日から起算して二年を超えて継続したとき

(七) 本件訴訟の提起

平成二六年八月二六日、Y法人は、Xに対し、本件各消費貸借契約に基づく貸金債権が存在することを前提として残債務を請求した。

そこで、Xは、Y法人に対し、本件訴訟を提起した。

(八) 争点

① 本件各保険契約の解除の有効性

② 支払拒絶の抗弁権の有無

③ Y法人の不法行為に基づく損害賠償請求権との相殺の

可否

④ 権利濫用、信義則違反の有無

〔判旨〕

請求棄却

一 争点①（本件各保険契約の解除の有効性）について

（一）告知義務違反について

「……亡Aは、平成二二年八月二九日に脳梗塞を発症していたにもかかわらず、平成二四年九月一三日に記載した本件各告知書には、告知日より過去三か月以内に、医師の治療を受けたことがあるかとの問い、過去三年以内に、脳梗塞などの病気で、手術を受けたり、治療・投薬を受けたりしたことがあるかとの問い及び足の機能に障害があるかとの問いについて、いずれも、『いいえ』あるいは『なし』の欄に丸印を付けたものである。

したがって、亡Aの上記行為は、被保険者である亡Aが、本件各保険会社に対し、故意又は重大な過失により、本件各告知書による告知の際に、事実でないことを告げた場合に該当し、告知義務違反に当たるとする。

（二）Dが亡Aに対して、虚偽告知を勧めたかについて

「Xは、本件各保険契約の加入に際して、Dは、亡Aが

過去に脳梗塞を患って入院したことについて知っていたか、少なくとも、亡Aの足に機能障害があったことを知っていたことを前提として、Dが亡Aに対し、本件各告知書の告知事項欄にはすべて「なし」ないし「いいえ」に丸を付けて申し込むように指示しており、少なくとも、事実ではないことを告げることを勧めた旨主張し、Xは、これに沿う陳述ないし供述をする。

しかし……亡Aが平成二二年八月二九日に脳梗塞を発症したことにより左片麻痺が出現し、リハビリを行なって改善は認められたが、歩行時に傾きがあり後遺症が残存していたことが認められることに加え、……平成二四年九月当時、亡Aが足を引きずるように歩いていたことは認められるものの、亡Aは両手や顔、言語などに障害がなかったことからすると、かかる歩行障害が一時的な腰の不調等によるものではなく、脳梗塞の後遺症などによるものであると認識できたとはまでは認められない。

また、……Y法人が顧客と消費貸借契約を締結するに当たっては、通常、借主を被保険者とする団体信用生命保険に加入することとされており、本件各消費貸借契約の締結に当たっても、団体信用生命保険に加入することが必要とされており、本件各消費貸借契約の締結に当たっては、上

記加入の他、抵当権や連帯保証人の設定などの一般的な条件に加え、滞納していた税金すべてを完納していることの確認、複数ある借入れの完済ないし解約の確認、本件歯科医院の診療報酬の振込口座をY法人への返済先普通預金口座に指定することなどの条件がつけられていたものと認められる。そうすると、Dが、亡Aが脳梗塞であったことや足に障害があることについて認識していたのであれば、上記のように、一般的な条件以外の特別な条件まで付さなければならぬほどの融資をあえて提案し、告知義務違反により本件各保険契約が解除され、債権を回収できなくなるリスクを負ってまで、本件各消費貸借契約を締結しようとするとは考え難いこと、Dは、亡Aから、脳梗塞を患ったことについて聞いたことはない旨陳述ないし証言していることからすると、……Dが、亡Aが過去に脳梗塞を患って入院したことあるいは亡Aの足に機能障害があることを認識していたものと認めるには足りず、また、Dが亡Aに対し、本件各告知書の告知事項欄にすべて『なし』ないし『いいえ』に丸を付けて申し込むように指示したものと認められることはできない。」

「なお、Xは、Dが、当初、X名義での借入れを提案したことやDが、本件各告知書を記入する際に、亡Aが死ん

で保険が下りなかった場合について発言していること、……Dが亡Aの脳梗塞について知っていたことを強く推奨させる旨主張する。

しかし、……かかる提案をしたことが必ずしも、Dが亡Aの健康状態に疑義があるものと認識していたことを基礎づけるものとはいえない。

また、Dは、亡Aが本件各告知書を記載する際に、亡Aに対して、特段の説明をしなかったし、亡Aから特に質問をされたこともなかったこと、Dが何か発言したとすれば、『特に問題がなければ「いいえ」に丸をつけてください。』という程度であったこと、生命保険や医療保険等の販売において、万一病气や怪我などで仕事がなくなった場合や死亡したときにどうするかというセールスを行うことはあるが、本件各告知書を記入する際に、亡Aが死んで保険が下りなかった場合にどうするかという発言をした記憶はないことを陳述ないし証言するところ、かかる証言は一貫性のあるものであって、基本的に信用することができる。……また、Dは、亡Aから、過去に、本件不動産について、川崎市から差押えを受けたことについて聴取していたこと自体は争いのないところである。しかし、……亡Aによる川崎市の税金滞納は、亡Aの脳梗塞罹患前から始まってお

り、その要因は、住宅ローン及び教育ローンの負担にあるものと認められること、本件各金銭消費貸借契約の締結に当たって、亡Aの債務全額や担保設定の有無を把握する必要があったところ、Dは、亡Aが、住宅ローンや教育ローンの負担により、川崎市からの税金を滞納しており、本件不動産について、川崎市から差押を受けていたが、本件各金銭消費貸借契約締結前には滞納税を完済し、差押えを解除されたという事実について確認していたというにとどまるものと認められることからすると、Dが、亡Aから、過去に、本件不動産について、川崎市から差押えを受けたことについて聴取していたことをもって、Dが、亡Aの脳梗塞や足の障害について知っていたことを基礎づけるものとはいえない。」

「したがって、Dが、亡Aに対して、本件各告知書の作成に当たって、事実でないことを告げることを勧めたものと認めることはできないから、本件各保険契約における前記……規定の適用ないし類推適用により、本件各解除は無効である旨のXの主張を採用することはできない。」

(三) 本件各保険会社の過失について

「Xは、本件各保険会社には、亡Aの告知義務違反を知らないことについて過失があるか、もしくは、信義則上こ

れと同視できる旨主張する。

しかし、……Dが、亡Aに対し、本件各告知書の作成に当たって、事実でないことを告げることを勧めたものと認めることはできない。また、……亡Aが脳梗塞を患っていたことについて顔写真付きで雑誌に掲載された事実は認められるものの、……亡Aの脳梗塞が広く大衆に知られていたと認めることはできない。これに加え、……団体信用生命保険への加入申込みに当たっては、加入申込者本人が、申込書兼告知書において、記入日における健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等についてありのままに正確にもれなく記入しなければならず、保険会社は当該記載内容を基に、引受けの可否を判断するものであって、加入申込者が傷病歴を記載していないにもかかわらず、保険会社において、個人保険のデータベース等にアクセスして加入申込者の傷病歴を調査すべき義務があると認めることはできない。そうすると、亡Aにおいて、本件各告知書において、傷病歴がない旨告知しているにもかかわらず、本件各保険会社において、上記告知内容が虚偽であることについて知らなかったことについて過失があるか、もしくは信義則上これと同視すべきとは認められず、Xの上記主張を採用することはできない。」

「したがって、B保険会社及びC保険会社が行った告知義務違反を理由とする解除は有効であると認めるのが相当であり、本件各解除が無効であり、本件各保険契約が存続していることを前提とするXの請求は理由がない。」

二 争点②（支払拒絶の抗弁権の有無）について

「……本件各解除は有効であり、Y法人が本件各保険契約に基づき保険金を受領することはできないのであるから……本件各保険契約に基づく保険金請求権があることを前提とする支払拒絶の抗弁には理由がない。」

三 争点③（Y法人の不法行為に基づく損害賠償請求権との相殺の可否）について

「……亡A自身、自ら、虚偽の記載をしたというのであって、Dが本件各保険契約や本件各金銭消費貸借契約の締結に当たって、十分な説明を行わなかったことをもって、亡AないしXに対する不法行為が成立すると認めることはできない。」

四 争点④（権利濫用、信義則違反の有無）について

「……Dが、亡Aに対し、本件各告知書の記載に当たっては、虚偽の事実を記載するように指示したものと認めることはできないから、かかる指示があったことを前提とするXの権利濫用、信義則違反に関する主張を採用することは

できない。」

〔研究〕

判旨の結論に賛成

一 はじめに

本件は、団体信用保険契約の被保険者が死亡したが、脑梗塞での治療・投薬や後遺症の残存についての告知義務違反があつて契約が解除されたことの有効性をめぐって争われた事案である（本判決についての先行評釈として、佐藤実能「判批」保険事例研究会レポート以下「事例研レポート」という—三三三三号二六〇三三三頁（二〇一九）がある）。

（一）団体信用生命保険の概要

団体信用生命保険（通称「団信」）とは、保険契約者、保険金受取人を住宅ローンの貸手である信用供与機関（金融機関等）である債権者または信用保証機関（以下、併せて「与信者」という。）とし、被保険者を住宅ローンの借り手である債務者として締結される団体定期保険契約である（以下「団信契約」という。）。個人保険および一般の団体定期保険に比べ、主に以下の特徴を有する。

保険期間は、原則として住宅ローンの割賦返済期間であ

る。保険金額は、保険事故発生時における被保険者（債務者）の住宅ローン債務の未返済残額に相当し、債務返済に伴い、保険金額は通減していく。保険料は、形式上保険契約者が支払う義務を負うとされている（保険法二条三号）。以下、保険法については法律名を省き、条文番号のみとする。）が、保険契約者が支払う「利息」または「保証料」に含まれているため、債務者に転嫁され、実質的には債務者が負担する。保険者は一社に限らず、複数の保険者が共同して引受け、引受会社のうちの一社が幹事会社となり、他の保険者を代理して契約締結事務を行なうのが通例である。なお、被保険者（債務者）に対する医的診査を行わないのが原則で、必要なときに限り医師による診査または健康診断書の提出が求められる（輿石進「団体信用生命保険」倉澤康一郎編『新版』生命保険の法律問題』金融・商事判例一三三五号一四四〜一四五頁（二〇〇二）、神田秀樹「信用生命保険」ジュリ九六二号七一〜七六頁（一九九〇））。

団信契約は、住宅ローンの債務者が死亡または所定の高度障害状態等の保険事故が発生した場合に、与信者は保険者から支払われる保険金により、債務者に対する与信者のローン債権の回収を確実に行うとともに、債務者またはそ

の相続人（遺族）の生活保障を目的としている（団体信用生命保険普通保険約款参照）。

（二）研究の対象およびその手法

本件は住宅ローン債務者の相続人が債権者である与信者を被告として返還債務不存在の確認を主位的請求とする訴訟であり、核心的な争点は本件各保険契約の解除の有効性である。そこで、本稿では、告知義務違反による本件各保険契約解除の有効性に絞って検討することとする。

まず、被保険者の告知義務違反の成否について、認定事実に基づいて検証する。次に、解除権の阻却事由である保険者の過失の有無について、保険者の過失の定義、判断基準を確認し、これまで問題となった類似の裁判例を比較し、同種事案における保険者の過失についての考え方を整理した上で本判決の妥当性を検証する。最後に、本件で最も注目される解除権の阻却事由である保険媒介者の不告知教唆の規定を与信者の職員へ適用ないし類推適用することができるか否かの問題について、与信者の職員の法的位置づけ、不告知教唆等の場合の法的効果およびその理論構成を検討する。

二 告知義務違反の成否

まず、亡Aの告知義務違反の成否について検討する。

(一) 関連規定(約款、保険法)

本件保険契約一の普通保険約款二六条一項、四項、本件保険契約二の普通保険約款二五条一項、四項は、保険法三七条(告知義務)、五五条(告知義務違反による解除)一項、五九条(解除の効力)一条および同二条一号但書に基づくものであり、告知義務制度について定めている。すなわち、保険契約者または被保険者(以下、併せて「告知義務者」ということがある。)が、生命保険契約の締結に際し、保険者になる者が保険事故に関する重要な事項のうち告知を求めたものについて、事実を告知しなければならぬ(三七条)。告知義務違反があった場合は、原則として保険者は生命保険契約を解除することができる(五五条一項)。かかる解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる(五九条一項)。解除される時まで発生した保険事故について、保険者は保険給付を行う責任を負わず、全額免責される(五九条二項一号本文)。もっとも、告知義務違反による解除の事実に基づかず発生した保険事故については、この限りではない(五九条二項一号但書―因果関係不存在特則)。これらの規定は、いずれも片面的強行規定

である(四一条、六五条一号・二号)。

(二) 告知義務制度の趣旨および法的構成(宮島司編著『逐条解説 保険法』(弘文堂・二〇一九)四四一―四四二頁・七三〇―七三一頁〔李鳴〕)

告知義務制度は、保険契約に特有のものであり、保険者の危険選択にとって重要かつ不可欠である。保険事業は、給付反対給付均等原則に従い、保険契約者に個々の保険契約の危険度に応じた保険料の負担を求め、また、一定以上の危険度を超える場合には保険者は保険を引き受けないという基本原理に基づいて営まれている。ところが、保険者が危険選択を行うために必要な情報、とりわけ被保険者の健康状態等の事実は構造的に保険契約者側の支配圏内に偏在し、保険者が容易に知ることはできず、単独で調査することも困難である。一方、保険契約が射倖契約であるという特質から、健康に不安のある人や危険な職業に従事している人、保険金を詐取しようとする人が進んで保険に加入する、いわゆる保険契約者側の逆選択が生じやすく、モラル・ハザードの問題が起り得る。

そこで、告知義務制度は、保険契約の締結の時点で、保険契約者または被保険者に対して誠実に事実を告知する義務を負わせ、告知義務違反の場合には、契約解除によって

保険契約者側の保険給付請求権の喪失という制裁的效果をもたらし、ひいては、保険契約者間の公平性および保険事業の健全性を維持することを図る。もっとも、告知義務違反と保険事故の発生との間に因果関係がない場合には、もともと保険者が引き受けていた危険が現実化したものであることなどから、保険者は保険給付を行う責任を免れないことになる。

告知義務違反が成立するためには、客観的要件と主観的要件が必要とされる。客観的要件としては、保険者から告知を求められた事項について事実を「不告知」または「不実告知」があり、主観的要件としては、告知義務者の「故意又は重大な過失」があることである。

ここにいう事実の不告知または不実告知があったか否かは、告知すべき事実と告知義務者の告知した内容とが一致するか否かを基準に判断される。また、ここにいう「故意」とは、一般的にある行為が意図的のものであることを指し、法律上は、他人の権利や法益を侵害する結果を発生させることを認識しながらそれを容認して行為する心理状態をいう。すなわち、告知すべき事項に該当することを知っていないながら、意図的に不告知または不実告知をすることをいう。そして、重大な過失とは、「故意に近くかつ著

しい注意欠如の状態」を指すものと解されている。

(三) 本判決の検討

亡Aは平成二二年八月二九日に脳梗塞を発症し、病院で治療を行ない、平成二三年二月より、クリニックにおいて経過観察を行ない、改善は認められたものの、足の機能に障害が残っていた。それにもかかわらず、亡Aは平成二四年九月一三日、本件各告知書には、告知日より過去三か月以内に、医師の治療(指示・指導等を含む)・投薬を受けたことがあるかとの問い、告知日より過去三年以内に、脳梗塞などの病気で、手術を受けたこと、医師の治療(要経過観察等を含む)・投薬を受けたことがあるかとの問い、および足の機能に障害があるかとの問いについて、いずれも「いいえ」あるいは「なし」に丸印をつけて答えた。

亡Aが、保険会社から書面で告知を求められた事項について、告知日より二年前に脳梗塞を発症し治療を受けた事実および足に後遺症が残っている事実が告知すべき事項であることを認識しながら、事実を告げなかったことは、故意または重大な過失による告知義務違反の成立に必要とされる客観的要件と主観的要件を両方も満たしており、本件保険契約一の普通保険約款二六条一項・二項、本件保険契約二の普通保険約款二五条一項・二項に該当するのは明

らかである。

したがって、被保険者である亡Aの上記行為は、本件各保険会社に対し、本件各告知書による告知の際に、故意または重大な過失により事実の告知をしなかったことに該当し、告知義務違反に当たるとした本判決の結論は正当である。

三 解除権の阻却事由である保険者の過失の有無

次に、告知義務違反による解除権の阻却事由である保険者の過失の有無について検討する。

(一) 関連規定(約款、保険法) および規定の趣旨

本件保険契約一の普通保険約款二六条五項(ア)、本件保険契約二の普通保険約款二五条五項(ア)は、保険法五条(告知義務違反による解除)二項一号に基づくものであり、解除権の阻却事由の一つである保険者の過失について定めている。すなわち、保険者が告知すべき事実を知っていた場合または過失により知らなかった場合は、告知義務違反があったとしても、例外的に保険者は保険契約を解除することができないと定めている。保険法五五条二項は片面的強行規定である(六五条一号)。

規定の趣旨は、保険者が保険契約者または被保険者の告

知義務違反の事実を知っていたのであれば、危険選択の機会があったこと、また取引上における衡平の見地からみて保険者にも注意を尽くさせる必要があることから、知または過失による不知の保険者を保護することが相当でないところにある(大森忠夫『保険法 補訂版』(有斐閣・一九八五)一三一頁、山下友信『保険法』(有斐閣・二〇〇五)三二一～三二二頁、山下友信『保険法(上)』(有斐閣・二〇一八)四三〇頁、宮島・前掲七三四頁〔李鳴〕)。

(二) 保険者の過失に関する解釈

告知義務違反による解除権の行使を阻却する保険者の過失とは、大判大正一一年一〇月二五日大審院民集一卷六一二頁は、保険者が自己の不利益を防止するため、取引上必要な注意を欠いたことであり、法律上の注意義務に違反した場合を指すものではないと判示し、また、大判昭和三年六月六日評論一七卷商法三二九頁は、かかる過失は、重大な過失に限らず、軽過失の場合も含まれると示唆している。保険者の過失の判断基準は、従来、保険者としての通常の注意を尽くせば問題の事実を知り得たときには過失があると解されてきた(山下・前掲『保険法』三二二頁等)。そして、保険者の過失の有無は、診査や生命保険募集人について問題とされることが多い。つまり、告知受領権を有

する者に即して判断されるのが通例である(山下・前掲『保険法(上)』四三一頁)。

団信契約における保険者の過失については、一般論として現在の保険業界で最大公約数といえるような体制を基準に判断するとの見解がある(山下友信教授コメント・事例研レポ一七一号八頁(二〇〇二))。そして、過失有無の判断については、衡平性の観点、事務手続きも観点に加え、団信契約の要請すなわち低額な保険料と引受判断の迅速な回答という点も判断要素の一つとして考える必要があるとの保険業界サイドの見解がある(高野晃平「判批」事例研レポ三一一号二〇頁以下(二〇一八)、吉川良平「判批」事例研レポ三二二五号九頁(二〇一九)等)。

(三) 従来 of 裁判例

団信契約において、告知事項につき保険者の過失による不知をめぐって争われた裁判例には以下のものがある。

- ア. 大阪高判平成一一年一月一日判時一七二二一四七頁(原審・大阪地判平成一〇年二月一九日判時一六四五号一四九頁)(福田弥夫「判批」事例研レポ一七一号一八頁(二〇〇二)、戸部秀明「判批」判タ一一七八号一五〇一七頁(二〇〇五)等)

これは、団信契約の締結に際し、被保険者(債務者)に

告知義務違反があったため同団信契約が解除されたが、告知事項についての保険者の悪意または過失の有無等について争われた事例である。

原審は、被保険者に告知義務違反はあったものの、保険者が告知事項について病院への照会、コンピュータによる従前の保険加入状況の確認等の方法により、当該不告知に係る事実を容易に知り得たことを理由に保険者に過失があったとして解除の効力を否定した。

これに対し、控訴審は、団信契約に関する事務処理と個人保険に関する事務処理は管掌部署が異なり、個人保険に関する事務処理の担当者らは、団信契約に関する事務処理については何らの権限も有していないものと推認されるものであるから、当該担当者が診断書の記載内容を知りまたは知り得るべきであったとしても、これをもって直ちに保険者の悪意または過失と同視することはできないことなどを理由として、保険者の過失を否定した。

- イ. 東京地判平成一九年九月二八日生判一九卷四六二頁
- これは、債務者を被保険者として団信契約に追加加入したところ、告知義務違反の事実を知らなかったことについての保険者の過失の有無等が争われた事例である。

判旨は、当該保険契約は、生命保険会社八社の共同引受

けの保険であり、被保険者が過去に個人保険の保険金の支払を受けていたか否かを調査するには、被告保険会社内部のほか、共同引受けの生命保険会社全社について保険金支払事実の有無を照会することができる態勢を整えなければ、意味をなさなかったといえるが、かかる態勢は被告保険会社のみで構築することができないものではないこと、また、本件保険契約に対しては、高所得者ではない者でも広く融資を受けられるようにするため、保険料を低額化させるとともに、融資に付随する保険契約という特性上、迅速な引受け可否の回答ができなければならないという二つの要請があり、これらの要請に應えるために、被保険者の告知書の記載と融資額のみ依存して追加加入の可否を決するという簡易な手続きを採用することで、迅速化と低コスト化の双方の要請を満たそうとすることも合理性を有するとし、保険者の被保険者の既契約に対する支払歴を調査する義務を認めず、保険者の過失を否定した。

ウ・東京地判平成二四年八月七日判タ一三九一号二八七頁（磯野直文「判批」共済と保険三〇〇～三五頁（二〇一四）、井口浩信「判批」法律のひろば六八巻三号六六～七四頁（二〇一五）、高野・前掲一五～二三頁、吉川・前掲一～一一頁等）

これは、保険者が、被保険者が団信契約の追加加入の際に告知義務違反があったが、その引受判断をした保険会社において、個人保険契約のデータベースにアクセスして確認しなかったことが当該保険者の過失となるか否かが争われた事案である。

判旨は、保険者が告知義務違反による解除権を行使することができなくなることとする要件としての保険者の過失は、保険契約者ないし被保険者の告知義務違反を考慮してもなお保険者による解除を認めることが衡平に反すると考えられるような注意義務違反をいい、また、団体信用生命保険は住宅ローン等の貸付けに係る債権者（金融機関）、債務者（被保険者）双方の便宜のため、保険料を低額にするとともに引受判断を迅速に行うという二つの要請に應えることが求められる生命保険であることから、注意義務もこれら二つの要請に反しない程度のものでされるとした上で、被保険者が保険者から別の保険契約に基づく保険金の支払歴がある場合であっても、申込書兼告知書に何ら告知義務違反を疑うべき事情が存在しない以上、保険者において団体信用生命保険の引受けに当たって個人保険のデータベースにアクセスして告知義務違反の有無を確認しなかったとしても、保険者に過失があったとはいえないとした。

エ・裁判例の小括

上記裁判例とも、団信契約の特殊性およびその契約引受実務の現状を踏まえ、同じ保険者であっても、個人保険で得られた同一被保険者に関する重要事実について、他部門である団信契約の引受判断において、告知に特段の疑義のない限り、それを利用しなかったことは、保険者の過失があったとは認められないとしている。

(四) 本判決の検討

本件では、Xは「亡Aの脳梗塞の件は、顔写真付きで広く大衆に知られていたこと、亡Aは、脳梗塞の件で保険金を受領したことがあり、保険会社が引受可否の判断の際に個人保険のデータベース等にアクセスすれば脳梗塞の件を知ることができたと考えられることに照らせば、本件各保険会社には、亡Aの告知義務違反を知らないことについて過失があるか、もしくは、信義則上これと同視できるといふべきである。したがって、本件各解除は無効である」と主張している。

これは、保険者として告知義務者の告知内容についてどこまで調査をしなければならないか、団信契約の引受可否の判断の際に個人保険のデータベース等にアクセスして照会しないと過失に該当するか、すなわち保険者の過失に関

する判断基準に関わる問題となる。

判旨は、①「亡Aが脳梗塞を患っていたことについて顔写真付きで雑誌に掲載された事実は認められるものの」、「亡Aの脳梗塞が広く大衆に知られていたと認めることはできない」こと、②「団体信用生命保険への加入申込に当たっては、加入申込本人が、申込書兼告知書において、記入日における健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等についてありのままに正確にもれなく記入しなければならず、保険会社は当該記載内容を基に、引受けの可否を判断するものであって、加入申込者が傷病歴を記載していないにもかかわらず、保険会社において、個人保険のデータベース等にアクセスして加入申込者の傷病歴を調査すべき義務があると認めることはできない」として保険者の過失を否定した。

これは、従来の裁判例の立場に立つもので、本件においても告知書に何ら告知義務違反を疑うべき事情が存しなかったことから、個人保険のデータベース等にアクセスして、それ以上に加加入申込者の傷病歴を調査する義務はないと判断している。

保険者が告知を求めた事項についてすべて「いいえ」あるいは「なし」と回答され、何の疑念がない場合にも、保

除者に告知書の内容の真実性につき調査する義務を課すのは、酷のみでなく、告知義務自体の存在意義をも失わせることになる（同旨、福田・前掲三三頁）。仮に団信契約の事務体制を改善する余地があるからといって、それを直ちに保険者の過失として告知義務違反による解除権の行使を阻却することは、かえって告知義務違反を助長し、善良な告知義務者との公平性を欠くことにも繋がる。したがって、上記判旨は、妥当な結論と考える。

四 解除権の阻却事由である保険媒介者の不告知教唆の規定の適用ないし類推適用の可否

最後に、解除権の阻却事由である保険媒介者の不告知教唆の規定を与信息者の職員へ適用ないし類推適用することができるか否かについて検討する。

(一) 関連規定（約款、保険法）および規定の趣旨（宮島・前掲七三五～七三九頁〔李鳴〕）

本件保険契約一の普通保険約款二六条五項（イ）（ウ）、六項、本件保険契約二の普通保険約款二五條五項（イ）（ウ）、六項は、保険法五五條二項二号・三号および同三項に基づくものであり、解除権の阻却事由である保険媒介者の告知妨害ないし不告知教唆について定めている。すなわ

ち、保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実の告知をすることを妨げたとき（告知妨害）、あるいは、事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき（不告知教唆。以下「告知妨害」と併せて「不告知教唆等」という。）には、告知義務違反があっても、保険者は保険契約を解除することができないとしている（五五條二項二号・三号）。もつとも、当該規定は、保険媒介者の不告知教唆等がなかったとしても、保険契約者または被保険者が告知義務に違反した場合には、適用しない（五五條三項。以下「解除権阻却規定不適用の特則」という。）。保険法五五條二項と三項とも片面的強行規定である（六五條一号）。これらの規定は、いずれも保険法の制定（平成二〇年法律五六号）により新たに設けられたものである。

規定の趣旨は、不告知教唆等の解除権の阻却事由については、信義則に基づき、保険契約の勧誘を行なった保険媒介者の言葉を信じた保険契約者側の信頼を保護する見地から、告知妨害または不告知教唆により告知義務違反となった場合の不利益を保険契約者側に負わせるのが適切ではなく、保険媒介者の指揮・監督を行う保険者側に負わせるのが妥当であるという学説・裁判例の見解を採用したものである。そして、解除権阻却規定不適用の特則については、

保険媒介者による不告知教唆等の有無にかかわらず、はじめから告知義務違反をして保険契約を締結しようとする悪質な保険契約者または被保険者については、解除権阻却の規定による保護をする必要はないところにある。逆にそのような告知義務違反についてまで解除権阻却の規定を適用して保険者の解除権を認めないことは、当該規定の趣旨とも合致しないから、その場合は、原則に戻って保険者による保険契約の解除を認めることが妥当であると説明されている（萩本修『「問一答保険法」』（商事法務・二〇〇九）五〇頁等）。

ここにいう「保険媒介者」とは、保険者のために保険契約の締結の媒介だけを行い、告知の受領権を有しない者という。生命保険募集人がその典型例である。通常、委任関係にある代理店等と雇用関係にある営業職員の双方が含まれる。「告知妨害」は、告知義務者の意思が介在しておらず、保険媒介者による制圧の場合や告知義務者に告知の機会を与えなかった場合も含まれる。そして、「不告知教唆」は、保険媒介者による不当な勧誘・誘導があった上で、告知義務違反自体については告知義務者の意思が介在している場合であると整理されている。

(二) Xの主張および本判決の判断

本件において、Xは、Y法人の営業担当者であるDが本件各保険契約の申込時点で、亡Aが過去に脳梗塞を罹って入院した事実を知っていたこと、亡Aの足の機能に障害があることを知っていたことにかかわらず、亡Aに対し、告知事項欄にすべて「なし」「いいえ」に丸を付けて申し込むように指示し、亡Aが告知義務違反をするように積極的に誘導し、不告知教唆があるととして、「金融機関の職員は、直接の指揮監督関係が存在しないにせよ、保険会社のために、その履行補助者としての性質を有する立場で告知書を得る手続きを行なうのであるから、その不告知教唆による不利益は、保険会社側で負うのが相当である」のを理由に、本件各保険契約の普通約款に定められている解除権の阻却事由である保険媒介者の不告知教唆の規定の適用ないし類推適用により、本件各解除は無効であると主張している。

以上より、Xの主張するように、①与信者の職員が、保険者の履行補助者としての性質を有する立場にあると言えるか、②与信者の職員が不告知教唆を行なった事実があったかどうか、③仮に与信者の職員が不告知教唆を行なった事実があった場合に、保険媒介者と同視して、解除権の阻却規定を適用ないし類推適用することができるかが問題となる。

判旨は、上記①と③の問題については、直接判断していないが、②の問題についてのみ、次のように判断した。すなわち、Dが、亡Aが過去に脳梗塞を患って入院したことあるいは亡Aの足に機能障害があることを認識していたものと認めるには足りないこと、および、Dが亡Aに対し、本件各告知書の告知事項欄において、特に問題がなければ「いいえ」に丸を付けてくださいと言う程度であったことで、虚偽の告知なし不告知教唆を行なった事実を認めることはできないことから、本件各保険契約に定められている解除権の阻却規定を適用ないし類推適用により本件各解除は無効である旨のXの主張を採用することはできないとしている。

そこで、以下において、上記①と③の問題について検討する。

(三) 与信者の職員の法的位置づけ（保険者の履行補助者性）

ア. 「履行補助者」とは

「履行補助者」という概念は、典型的には民法の債務不履行において用いられるものである（内芝良輔「判批」事例研レポ二四七号一八頁（二〇一〇））。伝統的通説は「債務者の責めに帰すべき事由」には、債務者自身の故意・過

失だけでなく、信義則上これと同視すべきものとして、履行補助者の故意・過失が含まれると解されている（内田貴『民法Ⅲ（第四版）』（東京大学出版会・二〇二〇）一六五頁）。そして、「履行補助者」とは、「債務者の債務履行について債務者を補助してその履行に従事する者」いい、「通常、履行補助者というときは、債務者に対して独立性を有せず、その者の履行行為がすなわち債務者の履行行為とみられるような場合をいう」（我妻榮Ⅱ有泉亭Ⅱ清水誠Ⅱ田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権（第六版）』（日本評論社・二〇一九）七八一〜七八二頁）。

本件に即していえば、仮にDが本件各保険会社の履行補助者としての性質を有すれば、Xが主張するDの過失ないし不告知教唆が認められた場合は、信義則上、本件各保険契約の普通約款に定められている解除権の阻却事由に関する規定を適用ないし類推適用し、告知義務違反による本件各保険契約の解除が無効となる可能性が考えられる。

イ. 類似事案の裁判例

本件事案と類似で与信者の職員が保険者の履行補助者に該当すると明確に認めた裁判例として、仙台地判平成一八年九月七日金法一八七七号五六頁（山下孝之「判批」法律

時報別冊私法判例リマックス一九号一一五―一一八頁(一九九九)等)がある。これは、住宅ローンの債務者が団信契約の被保険者として、手続きを扱う信用金庫の職員に対する口頭告知があるため、告知義務違反解除の可否が争われた事案である。

同判決は、本来保険者の危険と責任においてなされるべき加入申込者の要告知事項に関する情報収集は、与信者と保険者との間で締結された団信契約協定書により、与信者に委ねられているため、その与信者の職員は、本件告知書に記載された要告知事項に関する情報の収集に関しては、保険者の履行補助者の立場にあつたと解するのが相当である。そうすると、要告知事項に関する情報の収集に関しては、保険者の履行補助者の地位にあつたと信者の職員の過失は、信義則上保険者の過失と同視できると言うべきであることから、当該告知義務違反による解除は無効とした。

もっとも、同控訴審判決―仙台高判平成一九年五月三〇日金法一八七七号四八頁(新井修司「批判」旬刊商事法務一九一八号四九―五四頁(二〇一〇)、内芝・前掲一二―二二頁等)は、与信者の職員が保険者の履行補助者としての性質を有するか否かについて明確な判断を行なわなかったが、与信者の職員に告知受領権があるか否かに主眼を置

いて、告知受領権を有しない者に対する口頭告知をもって、保険者に告知された信義則上見ることができないとして、保険者の過失を否定し、告知義務違反による解除は有効と認めた。

ウ・学説

与信者の職員が保険者の履行補助者性を有するかについて、学者の中では踏み込んだ検討はあまり見当たらないが、実務家である弁護士の評釈においては否定的見解が複数見られる(内芝(弁護士)・前掲一八頁以下、山崎哲央(弁護士)「判批」事例研レポ二五一号一三頁(二〇一一)、佐藤(弁護士)・前掲三二頁等)。その理由としては主に、①与信者の職員は保険者の職員ではなく、保険契約者または保険金受取人である別個独立の法人の職員であること、②与信者の職員は被保険者の保険者に対する利用申込みおよび告知の取次をする立場に過ぎず、要告知事項に関する情報の収集を保険会社から委ねられているとは考え難いこと、③保険者としては、与信者の職員の上記取次行為について直接指揮・監督する立場や機会が存在しないことなどが挙げられている。

しかし、保険媒介者の不告知教唆等による解除権阻却規定の与信者の職員の不告知教唆等への類推適用の可否につ

いては、見解が分かれている。

類推適用と肯定する見解の理由付けとして、「保険法の下では、金融機関の担当者も告知妨害・不告知教唆の規律にいう保険媒介者に該当するか否かという観点から検討されるべきである。」(山下・前掲『保険法(上)』四〇三頁注二五)、「団体生命信用保険の保険契約者である銀行も、被保険者となる者の告知に影響を及ぼし得る立場にあり、また、保険者は直接または保険募集人を通じて加入勧奨行為の適正を確保すべき立場にあることから、保険媒介者とはいえないとしても、告知妨害・不告知教唆に関する規定が類推適用されるべきといえる」としている(山下・前掲『保険法(上)』四三七頁注一一七)。

一方、類推適用と否定する見解の理由付けとして、団信契約の保険契約者である与信者の職員は、法的には告知の取次をするものと見るべきであり、保険媒介者ではない。また、保険者と当該職員との間に直接の指揮・監督関係が存在しないことから、保険媒介者が不告知教唆をした場合に、それによる不利益は保険媒介者の指揮や監督を適切に行わなかった保険者に課するのが適切であるとすると本条項の趣旨に鑑みると、類推適用を認めて保険者に不利益を課すのは酷である(山崎・前掲一四頁)。そもそも、保険契約

者・保険金受取人である銀行等の与信者が保険者の代理店や保険募集人の立場にはなく、かつ自らが告知義務を負う保険契約の当事者・相手方となるから、与信者の職員が保険媒介者の立場に立って、被保険者に不告知教唆・告知妨害に当たる行為をすることは法形式的には概念し難いとしている(竹濱修「追加説明」事例研レポ三二三号三四頁(二〇一九))。

私見としても、与信者の職員は保険者の履行補助者の性質を有しておらず、保険者が委任する保険媒介者にも該当しないとすると上記否定的見解が妥当である。与信者の職員に過失や不告知教唆等の不適切な行為があったとしても、これを信義則上保険者の過失、保険者の保険媒介者の不告知教唆等と同視して保険者の解除権阻却規定を適用しないし類推適用することができないと考える。

(四) 与信者の職員による不告知教唆等の法的効果

ア. 団体信用生命保険募集の実態

住宅ローンとの関係では、団信契約の締結は金銭消費貸借契約の締結の前提条件とされ、両者は実質的にみて緊密な結合関係におかれている(青谷和夫「団体信用生命保険をめぐる若干の法律関係について(二)」生命保険経営三八巻四号一一四頁(一九七〇))。そのため、与信者の職員

すなわち営業担当者から団信契約への加入を勧められることが多く、商品の説明、契約の申込み、告知時に立ち会っているなどから、被保険者にとつては、与信者の営業担当者があたかも生命保険募集人ないしは保険者の代理人として行動しているように見られ、換言すれば、保険媒介者に相当するとも見られるのが実態である(同旨、神田・前掲注(二)七六頁、竹濱・前掲三四頁)。与信者の営業担当者の中には、自分の営業成績を上げるために積極的に告知妨害または不告知教唆を行なうことも考えられる。

告知義務違反により団信契約が解除されると、保険金は支払われず、金銭消費貸借契約に基づく未償還債務残高は消滅しないため、債務者またはその相続人は残債務を引き継がなければならなくなる。そのような場合には、保険金による債務消滅の利益を享受できなくなる債務者またはその相続人を保護する必要性があることは否定できない。そこで、与信者の職員による不告知教唆等の法的効果が問題となる。

イ. 与信者の職員の不告知教唆等による法的効果およびその理論構成

上述のように、保険媒介者の不告知教唆等による解除権阻却規定を与信者の職員に直接適用ないし類推適用するこ

とは難しいと思われるが、当該規定の趣旨に照らして、その法的効果および理論構成を以下のように考えてみる。

第一に、債務者である被保険者に故意または重過失による告知義務違反があり、保険者より団信契約が解除された場合において、金銭消費貸借契約に基づく未償還債務残高は、債務者(被保険者)またはその相続人の債務として残ることになる。

第二に、与信者の職員による積極的な告知妨害または不告知教唆に起因して債務者である被保険者に告知義務違反があり、保険者より団信契約が解除された場合においては、債務者またはその相続人が与信者に対し不法行為に基づく損害賠償請求権を認めることになる。それによって破る危険(未償還債務残高の返済不能等)は、債権者である与信者自らがこれを負担すべきである。

第三に、債務者である被保険者に故意または重過失による告知義務違反があり、保険者より団信契約が解除された場合であつて、与信者の職員が当該告知義務違反に関わつたものの、与信者の職員による告知妨害または不告知教唆がなかったとしても、はじめから告知義務違反をして団信契約を締結しようとする悪質な債務者(被保険者)については、保護をする必要はない。その場合においては、金銭

消費貸借契約に基づく未償還債務残高は、債務者（被保険者）またはその相続人の債務として残ることになる。

与信者の職員が不告知教唆等をした行為の態様と、債務者（被保険者）が告知義務違反をした行為の態様を総合的に比較考量して、与信者に対する損害賠償請求権と住宅ローン残債務とを相殺して調整するということも考えてみたが（山崎・前掲一三頁、同旨）、保険法の解除権阻却不適用の特則（五五条三項）の趣旨に照らせば、悪質な債務者（被保険者）を保護しないのが妥当であると思われる。

ウ・本件事案の検討

本件において、仮にXが主張するように、Dは亡Aに対し、告知事項欄にすべて「なし」「いいえ」に丸を付けて申し込むように指示し、告知義務違反するように積極的に誘導したのであっても、亡Aは、自己が過去に脳梗塞を患って入院した既往症、足に機能障害があることからすると、本件各保険契約に加入できないことを認識しながら、はじめから不告知をするつもりがあることから、XがY法人に対する損害賠償請求権と住宅ローン残債務との全額相殺が認められない可能性が高いと考える。

五 おわりに

(一) まとめ

本判決は、告知義務違反の有無について、亡Aは、告知日より二年前に脳梗塞を発症し治療を受けた事実および日に後遺症が残っている事実が告知すべき事項であることを認識しながら、故意または重大な過失により事実を告げなかったのが、告知義務違反に該当し本件各保険契約を解除することができる。

そして、同解除権の阻却事由があるかについて、本件の告知書において保険者が告知を求めた事項につきすべて「いいえ」あるいは「なし」と回答され、何ら告知義務違反を疑うべき事情が存しなかったことから、個人保険のデータベース等にアクセスして確認せず、本件不告知事実を知らなかったことが保険者の過失とはいえない。また、与信者の職員Dが亡Aに対し、「特に問題がなければ「いいえ」に丸を付けてください」と言う程度であったことで、虚偽の告知ないし不告知教唆を行なったことは認められない。よって、本件各保険契約の解除の有効性があるとして
いる。

検討の結果も、以上の結論が妥当なものであり賛成する。

(二) 本判決の評価と位置づけ

本判決は、保険者の過失の有無について、団信契約の特性およびその契約引受実務の現状を踏まえ判示しており、従来の裁判例の立場に立つものと位置づけることができる。

一方、団信契約の締結に際し、その手続きを扱う与信者の職員の不告知教唆等の有無について判断する点は、保険法施行後の新たな事案であり注目される。本判決は、認定事実に基づいてDの不告知教唆等を認めることはできないことから、解除権阻却規定の適用ないし類推適用により各解除は無効である旨の原告の主張を採用することはできないと結論している。もともと、与信者の職員の法的位置づけ、仮に不告知教唆等があった場合の法的効果については判断を行なっていないので、どのような見解かは不明である。

(三) 今後の課題

団信契約の締結に際し、与信者の職員が被保険者（債務者）に対し不告知教唆等を行なうなどの不正行為が考えられる。しかし、今日までは、与信者の職員の法的位置づけ、与信者の職員による告知妨害または不告知教唆による法的効果については、必ずしも十分な議論がみられない。本判決を契機として新たな学説の展開が期待される。

李 鳴